

はじめに

【環境認識】

2006年に約60年ぶりに改正された教育基本法では「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が、新たに規定された。2012年からは、中学校の保健体育で武道必修化が完全実施され、武道は、改正教育基本法を実現する役割を担うこととなった。

2020年にスポーツ庁が打ち出した「武道ツーリズム方針」では、まちづくり・地域活性化に武道を活かすことが具体的に示されており、スポーツ「武道」に寄せられる期待は、年々高まっていることが窺える。

一方、年末には落ち着きを見せていた新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株が猛威を振るい、第6波に突入すると同時に、修武館少年部は再び休館を余儀なくされることとなった。「コロナ禍」が収束の兆しが見えない中、武道の修練を通じた少年少女の健全な育成、成年のスポーツ・武道精神の涵養及び文化の発展に寄与することを目的とする当館の事業を継続するには、暫く続くと思われる「コロナ禍」に対応した指導体制の見直しや、「税額控除」を有効活用した資金調達等、事業活動の質と量を高めていくことが、修武館の取り組むべき大きな課題であり、存在意義と在り方について、伊丹市の地域資源と位置づけされる民間道場としての真価が問われることになるだろう。

以上の環境認識のもと、令和4年度事業計画は、持続可能な運営を目指すため、年度内における「中期事業運営計画（2023～2025年度）」の策定を意識しつつ、「コロナ禍」に順応しながら、事業計画を完遂したいと考える。

【基本方針】（定款抜粋）

定款に基づき次の目的と事業を兵庫県において行うものとする。

（目的）

武道に関する事業を行い、スポーツ精神の涵養及び文化の発展に寄与する。

（事業）

- (1) 剣道、なぎなた及び居合道の普及振興
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

I 剣道、なぎなた及び居合道の普及振興（公益目的事業1）

1. 剣道の部（通常稽古）

範士八段 安倍尚志師範のもと、教士、錬士を含む7名の指導員を中心に、次の表1の通り、祝日を除く、毎週月・水・金曜日を稽古日とし、4部門（教室）に分かれて年齢に応じた指導を行う。

表1 剣道の部 通常稽古の概要

教室名	時間帯	年間回数・1回当たりの稽古時間	月会費
剣道少年部（基本）	16時～17時	136回（1.0時間）	5,000円
剣道少年（防具着用者）	17時～18時	136回（1.0時間）	5,000円
剣道成年部	18時30分～20時	136回（1.5時間）	5,500円
剣道教室	13時～15時（水曜のみ）	44回（2.0時間）	3,000円

2. なぎなたの部（通常稽古）

なぎなた教士・天道流宗家 木村恭子師範のもと、教士・錬士を含む9名を中心に表2の通り、祝日を除く、毎週火・木・土曜日を稽古日とし、5部門（教室）に分かれて年齢に応じた指導を行う

表2 なぎなたの部 通常稽古の概要

教室名	時間帯	年間回数・1回当たりの稽古時間	月会費
なぎなた少年部	9時30分～11時30分	47回（2.0時間）	4,000円
なぎなた成年部	18時30分～20時	43回（1.5時間）	4,000円
土曜なぎなた教室	18時～20時	48回（2.0時間）	4,000円
天道流	15時30分～17時（1部）	46回（1.5時間）	4,000円
	18時30分～20時（2部）	46回（1.5時間）	
天道流初心者教室	13時30分～15時	46回（1.5時間）	3,000円

3. 居合道の部（通常稽古）

居合道六段 神吉芳樹師範代理のもと、四段1名の指導員を中心に表3の通り、祝日を除く、毎週月・木曜日を稽古日（但し、月曜日が祝日の場合は、火曜日に振替）とし、小学生から成人までの指導を行う。

表3 居合道部 通常稽古の概要

教室名	時間帯	年間回数・1回当たりの稽古時間	月会費
居合道	20時～21時30分	92回（1.5時間）	4,000円

4. 錬成（館員対象）

- ① 日頃の鍛錬の成果の場として全国大会をはじめとする各種大会への参加を行う。
- ② 少年部館員と指導員の交流の場として、夏季錬成会を、それぞれの種目で交流の場として、納め稽古会を行う。
- ③ 一年の修錬の発表の場として演武始式を行う。
- ④ 昇級・昇段試験受審のための稽古を行い、館員の技術向上及びモチベーション向上を図る。

5. 普及振興

- ① 剣道及びなぎなた団体への道場貸与を行う。
- ② 「チャレンジ！武道教室」を開講し、なぎなた及び剣道の普及に努める。助成団体に事業申請を行い、採択された場合は、特別事業として実施する。
- ③ なぎなた大会後援（名義）を行い、普及振興に努める。
- ④ 団体、個人に対してなぎなた及び剣道の指導（有料）を行い、地域住民だけではなく、国内外から広く参加者を募り、なぎなたのまち、武道のまち伊丹市に位置する武道場としての認知度を高め、地域貢献に繋げる。

Ⅱ 法人管理

1. 館員管理

当館は、館員に対して、剣道、なぎなた及び居合道の稽古場を提供し、また、館員は、当館が行う指導を享受しつつ、館員相互の錬成や、活動を通して当館の伝統を守ることに貢献している。信頼に根付いた双方の強い関係性を構築することが、当館の確固たる財政基盤であると共に、当館の事業活動の原動力であり、当館を今後さらなる発展させるための鍵となる。

- ① 館員目線に立ち、広報媒体（ホームページ、パンフレット等）分かりやすいものに改定する。
- ② 修武館館員としての意識を高めるため、演武始式、稽古納め会等を休館中の館員にも積極的に案内をし、館員意識向上に務める。
- ③ 当館公認ラインを開設し、スピーディな情報伝達を図る。

2. 組織運営

円滑な事業活動を図るために、次の通り会議を開催する。

- ① 理事会を2回以上開催する。
- ② 評議員会を年1回開催する。

監査を年1回以上行い、適切な運営が行われているか確認する。

以上